

屋久島町役場本庁舎「大屋根のひろば」キッチンカー移動販売
「設置・運営に係る基本条件」

この仕様書は、キッチンカー移動販売事業者募集要項に付随する基本条件について定めるものです。

1 運営条件

- (1) 設置・運営期間は「キッチンカー移動販売事業者募集要項」によるものとします。
- (2) 設置・運営場所は、町が指定する場所とします。

2 設置及び撤去の条件

- (1) 車両の搬入及び準備は、午前9時30分から可とします。また、搬入にあつては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させながら、最徐行で搬入してください。
- (2) 運営時間は午前10時30分から午後2時までとします。
- (3) 酒類の提供は禁止とします。
- (4) 設置・営業に伴う一切の費用は、事業者の負担とします。排水設備、水道設備は提供できません。また、調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- (5) 発電機等の音の出る機材の使用や音楽を流すことは禁止します。なお、フォーラム棟に設置する電源を使用することができますが、別途使用料の支払いが必要です。
- (6) 車両の片づけ及び搬出は、午後2時30分までに行ってください。また、搬出にあつては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させながら最徐行で搬出してください。
- (7) 設置可能な車体の大きさは、あらかじめ政策推進課財産管理係にご確認ください。また、同系の指示に従い、指定する場所に設置してください。
- (8) 車両に併設して、販売口脇等にゴミ箱等を設置若しくは、使用済容器回収ボックス等を適宜設置することとし、また、ゴミはお持ち帰りください。その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、販売業者の責任と負担で実施するものとします。
- (9) 消費者のつまずき・転倒を防止するため、必要に応じて設置に際し引いたコード類をテープやマット等で保護する等、安全対策を図ってください。
- (10) 看板・メニューボードは最小限とし、飛散・倒壊防止の措置を講じてください。
- (11) 車両からの油漏れ・油はね対策として、車両下にシートを敷いてください。
- (12) 車内外の整理整頓、清潔感を保つよう留意してください。(車外には荷物や食材を出さない)
- (13) スピーカー等を利用した営業を禁止します。
- (14) 販売業務においては新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じてください。

3 維持管理

- (1) 商品補充、金銭管理などの維持管理は適切に行い、商品の品質管理に十分注意してください。
- (2) 設置・運営事業者は、食品衛生法に基づく営業許可を取得、かつ、営業時には「営業許可証」を貼付してください。
- (3) 設置者は、問合せ等に対応するため、連絡先を明記してください。

4 その他

その他、協議が必要な場合には、政策推進課財産管理係と協議を行ってください。